



医政支発0926第1号  
平成26年9月26日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医療経営支援課長  
（公印省略）

社団たる医療法人と財団たる医療法人の合併について

医療法人の合併については、医療法（昭和23年法律第205号）第57条等に基づき、各都道府県において運用されているところであるが、本年6月25日に公布された地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）のうち医療法人の合併に関する規定については、本年10月1日から施行されることとなった。これに伴い、「医療法人の合併について（平成24年医政指発第0531第2号厚生労働省医政局指導課長通知）」の一部を別添のとおり改正し、平成26年10月1日から適用することとしたので、御了知の上、適正な運用に努められたい。